

「川辺町農産物販路拡大支援事業補助金」の案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴い、業務用を中心に需要が落ち込んだ農産物の生産者を支援するとともに、アフターコロナにむけて町内産農産物の販路拡大、販売機会の確保に必要な経費を支援します。

対象事業期間

令和4年4月～令和4年12月

上限30万円

補助対象経費（税込）1/2の額

※予算により額が変更になる場合がございます。

※1,000円未満の端数は切り捨て。



対象者

対象者は、町内に住所もしくは農地を有し農業を営む個人、法人または農業者で組織する団体

対象経費

※詳細につきましては、お問合せください。

対象事業例	対象経費例	内容例
・物産展・イベント出店 ・EC サイトでの販売環境整備 ・中濃エリア外で行う商談会への参加 ・農に関する認証取得 ・農産物および加工品の機能性分析 ・マーケティングやブランディング ・加工品の試作 ・加工品の製造および販売に要する許可や免許の取得 ・ロゴやパッケージのデザイン	①旅費	交通費、宿泊費(上限1万円)
	②消耗品費	消耗品
	③印刷製本費	チラシ、パンフレット、包装紙、商品説明書等販促用品の印刷製本
	④通信運搬費	運搬料、郵送料
	⑤広告費	広告料
	⑥手数料	加工品の製造および販売に要する許可や免許の取得に関する手数料
	⑦委託料	インターネット販売環境整備、加工品試作、ロゴやパッケージのデザイン等の委託料
	⑧使用料および賃借料	出展小間借上げ料、施設使用料、備品・設備レンタル料、

Q&A

Q 申請書はどこで手に入りますか？

A 産業環境課窓口または町ホームページをご覧ください。

Q どんな事業が補助対象ですか？

A 町内産農産物の販路拡大や付加価値を付ける事業が対象です。

Q 対象事業の期間はいつですか？

A 令和4年4月1日～令和4年12月31日です。

Q 対象経費は、複数でもいいのか？

A 対象となり得る経費の合計額より交付額を算出します。

Q どれくらいで振り込みされますか？

A 申請内容の審査をし、2～3週間以内に振込を予定しております。

Q 交付申請から支払いまでのスケジュールは？

A スケジュール予定（交付申請～支払い）

1	事業実施後、事業の概要及び補助金の積算がわかる書類、金額を確認できる請求書または領収書の写し、商談実績(商談件数等)、事業実施の成果、成果品・写真等とともに交付申請書を提出（ 最終〆切：令和5年1月13日必着 ）
2	申請を受けて、審査のうえ交付決定を通知（町→申請者）
3	交付決定を受けて、請求書を提出（申請者→町）
4	請求書を受け付けてから、2～3週間以内にお支払い予定

自分の農産物を売り出しませんか？



申請は、令和5年1月13日まで

お問合せ ☎：0574-53-7212（川辺町役場 産業環境課）